

日本ペインクリニック学会誌投稿および学会発表における倫理規定

一般社団法人日本ペインクリニック学会
倫理委員会

倫理規定

1. 施行した研究（観察研究や後ろ向き研究を含む）について、所属施設の倫理（審査）委員会またはこれに準じるものの承認を得る。
2. 人を対象とした前向きの介入研究では、個々の対象から書面による同意を得る。
3. 観察研究や後ろ向き研究では、適切にオプトアウトの機会を設けていることや、口頭または文書で同意を得る。
4. 動物実験については、所属施設などの動物実験委員会の審査、承認を得る。
5. 症例報告でも、患者またはその家族から書面による承諾を得る、もしくは所属施設の承認を得る。また、患者等人物の画像を掲載する場合も本人の同意を得た上で、個人が特定出来ないように顔に画像処理を施し掲載する。
6. 研究倫理に関する講習を受講する。

細則

- (1) 学会発表に関する倫理規定については学会長が演題募集要項中に明示する。
- (2) 倫理規範に抵触しない発表（施設紹介等）については、上記規定に該当しない。
- (3) APRIN の e-learning プログラム「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用とみなされる行為」の受講を必須とする。

2013.7 改訂 2014.5 改訂 2015.12 改訂 2020.12 改訂 2023.5 改訂 2024.1 改訂 2024.11 改訂